障害福祉のご案内



令和7年4月発行



北名古屋市役所障害福祉関係部署連絡先

北名古屋市役所 TELO568-22-1111(代表)

主な担当の内線番号等は次のとおりです。(直通ではかかりません。)

東庁舎 社会福祉課 障害担当(内線)3207·3208·3209·3210

3211.3212

FAX 番号 23-3150

メールアドレス shakai@city. kitanagoya. lg. jp

高齢福祉課 高齢担当(内線)3134・3135

地域包括ケア推進室(内線)3142

FAX番号 26-4477

メールアドレス Korei@citv. Kitanagova. lg. jp

国保医療課 医療担当(内線)3156·3158

FAX番号 23-2500

メールアドレス Kokuho@city. kitanagoya. lg. jp

目 次

1	手当	障害(児)者扶助料・・・・・・・・・・・・・・・1 遺児手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成・・・・・・・・・・・2	
		遺児手当・・・・・・・・・・・・・・・・1	
2	助成·援助·給付	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成・・・・・・・・2)
3	医療	障害者医療費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		母子・父子家庭医療費助成・・・・・・・・・・・・・3	,
		後期高齢者福祉医療費助成・・・・・・・・・・・・・3	,
4	税金	市民税・県民税の非課税・・・・・・・・・・・・・・・4	Ĺ
•	170-112	市民税・県民税の所得控除・・・・・・・・・・・・・・	Ĺ
		軽白動車税(種別割)の減免・・・・・・・・・・・・ 4	L
5	補装具	市民税・県民税の非課税・・・・・・・・・・・・・・・・4市民税・県民税の所得控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
J	日常生活用具	小児慢性特定疾病児童日堂生活田旦給付・・・・・・・・・・	
	口巾工加川六	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付・・・・・・・・・5 障害者日常生活用具給付・・・・・・・・・5 緊急通報システム・・・・・・・・・・・・・・・・6 出張理髪料金助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 高齢者等見守りサポート・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
6	在宅介護支援	野台海却シフテル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
O	江七八段义]及	中に田野以今かは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		山派任友代立功以、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
		同即自守兄寸ソリハート・・・・・・・・・・・・・・・0 寝目乾燥サービフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) 7
		寝具乾燥サービス・・・・・・・・・・・・・・・・7配食サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
_	⊹ ,×		
7	交通	障害者タクシー利用・ガソリン給付補助・・・・・・・・8)
8	社会生活	きたバスの利用・・・・・・・・・・・・・・・・・8 図書郵送貸出・・・・・・・・・・・・・・・・・9	;
		図書郵送貸出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9)
		クローバーの日・・・・・・・・・・・・・・9)
9	成年後見制度	成年後見制度利用支援・・・・・・・・・・・・・10)
		権利擁護センター・・・・・・・・・・・・・・10)
10) 障害者総合支援	クローバーの日・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 成年後見制度利用支援・・・・・・・・・・・・・・・10 権利擁護センター・・・・・・・・・・・・・10 福祉サービス・・・・・・・・・・・・・11	
	児童通所		
1 1	地域生活支援	相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4 移動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
		移動支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 14	-
		地域活動支援センター・・・・・・・・・・・・14	-
		日中一時支援・・・・・・・・・・・・・・・・14	Ļ
		生活サポート・・・・・・・・・・・・・・・・・14	L
		訪問入浴・・・・・・・・・・・・・・・・・15	
		手話诵訳者設置・・・・・・・・・・・・・・・・15	
		手話通訳者・要約筆記者等派遣・・・・・・・・・・15	
		日常生活用具給付等・・・・・・・・・・・・・・15	
		職親委託制度・・・・・・・・・・・・・・・・15	
		自動車改造助成・・・・・・・・・・・・・・・・・16	,
1 2	2 その他の事業	西春駅地下駐輪場の利用・・・・・・・・・・・・・・17	, 7
1 4		NET119緊急通報システム・・・・・・・・・・17	,
		ファックス119番・・・・・・・・・・・・・・・・・	,
		点訳・音訳ボランティア・・・・・・・・・・・・・17	,
			,
		シンコースポーツアクアプラザの利用・・・・・・・・17 ホームページのご案内・・・・・・・・・・・18	,
7호 글	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	-	, =
計	『者マークの紹介・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Į

■ 1 手当

①社会福祉課 内線3207

		<u> </u>		
制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
障害(児)者 扶助料	障害を有する方に対して扶助料を 支給します。 <支給額>(1人当たり) ○重・中度障害者 月額7,000円 ○軽買害者 月額2,500円 (市民税非課税世帯又は均等 割のみ課税世帯) <支給日> 9月・3月の25日 (土、日、祝日は前日) ※申請月の翌月分から各支給月 分まで支給します。	●・中度障害1~3級 中度障害1~3級 中度障害A・B 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 特にでいる。 がい。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がしる。 がいる。 がし。 がいる。 がし。 がしる。 がし。 がしる。 がし。 がし。 がしる。 がし。 がしる。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし。 がしる。 がしる。 がし。 がしる。 がし。 がし。 がし。 がし。 がし	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳2対象者の預金通帳3転入の方のみ世帯全員の市民税課税又は非課税証明書	1

④子育て支援課 内線3160

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
遺児手当	父又は母が重度の障害を有する 児童(18歳以下〔18歳に達 した日の属する方にの表すしてする を支当の表すに対しまり 1~3年 4、350円 4~5年 2、175円 6年 支所得が制限をおります。 4~5月・1月の名が制設な 5月・1月の名があります。 4、350円 4~5円 6年 支が制限をおります。 5月・11日の翌月・5月・日前の翌月のおまで支給します。 6年 11日の翌月の日からはままであります。 7年11月によります。 7年11月におります。	○知的障害A・B ※上記の手帳をお持	1 身体障害者手帳又 は療育手帳 2 申請者の預金通帳 3 その他 個々に必要な書類 があります。	4

■2 助成・援助・給付

①社会福祉課 内線3207

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	身体障害者手帳の交付対象 とならない聴力レベルが軽 度・中等度の児童に対し、補 聴器の購入費等を助成しま す。	次の要件をすべて満 たす18歳未満の児 童 1市内に住所を有す る者 2両耳の聴力レベル以 上の者 3補聴器の装用が必 上の者 3補聴器の装用が必 半断する者 4他の法令に基づき 補聴器購入でいない者	1 医師の意見書 (指定様式) 2 見積書 3 転入の方のみ 世帯全員の市民税 課税又は非課税証 明書	1

③国保医療課 内線3156 内線3158

	1-			28
制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
障害者医療費 助成	障害者医療費受給者証を病院等で提示することにより保険診療の自己負担額と治療用装具の購入費用(加入している健康保険から支給される金額を除く)を助成します。 ※ 自立支援医療(精神通院)受給者においては、指定医療機関のみ助成します。	○身体障害(当年の ・ 1 で ・ 2 で ・ 3 級機 ・ 3 の ・ 3 の ・ 3 の ・ 3 の ・ 3 の ・ 3 の ・ 4 ・ 8 で ・ 6 を ・ 6 を ・ 8 で ・ 7 を ・ 8 で ・ 8	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書(自閉症の方)又は自立支援医療受給者証(精神通院) 2 健康保険資格を証明するもの	
母子・父子家 庭医療費助成	母子・父子家庭医療費受給 者証を病院等で提示するこ とにより保険診療の自己負 担額と治療用装具の購入費 用(加入している健康保険 から支給される金額を除く) を助成します。 ※所得制限があります。	政令で害等級1.2 を で書等級1.2 を で書等のでは を で書のでのでは を で を で を で の で の で の で の で の で り で り で り で り で り	1 身体障害者手帳又 は療育手帳 2 健康保険資格を証 明するもの 3 戸籍謄本 4 所得課税証明書(転 入者のみ)	3
後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者福祉医療費受給者証を病院等で提示することにより保険診療の自己負担額と治療用装具の購入費用(加入している健康保険から支給される金額を除く)を助成します。 ※ 自立支援医療(精神通院)受給者においては、指定医療機関のみ助成します。	○後期高齢者医療に 該当する方で母子 諸医療及び母の母子 発子家庭医療の表 外を有する方の要 格護保険の要後、 4・5に認定か受 生活介護して 生活継続して 大いる方 にいる方 にいるり)	1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書(自閉症の方)又は自立支援医療受給者証(精神通院)2健康保険資格を証明するもの	



⑤税務課 内線2138 内線2133

				<u> </u>
制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
市民税・県民税の非課税	障害を有する方で、前年の合計所得金額が135万円以下である方は、市民税・県民税は課税されません。	○身体障害、知的障害、知的障害、精神障害 害、精神帳をお手をの方 での方でではいる方でではいる方では除対象を受ける方でを受ける方でではない。 書」の交付を受ける方である方でではない。 適用を受ける年度のができる。 のが況により判定。	申告(市民税・県民税) 県民税・県民税・県民税・県民税・県民税・県民税・県民税・県民税・県民税のはのはのできる。 は、は、は、のでは、のでは、のでは、のでは、ののでは、ののでは、のでは、のでは、	
市民税・県民税の所得控除	本では、では、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学	〇 ※ ○ ※ 身級知精適のの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	総与や年金の支払 報告書が提出され ている方は、申告の 必要はありません。	(b)
軽自動車税 (種別割)の 減免	障害を有する方などが所有する軽自動車は、申請することで軽自動車税(種別割)が減免となります。 ※申請は軽自動車税(種別割)の納期限までです。 (通常5月31日)	○身体障害、知的障害、精神障害 害、精神帳をおりまただの方。ただ別である。 で害区分、できいがありがありがありがありがありがありまけるがありおけるできまい。 ※適用を受ける年度のはより判定。	1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 2 運転する方の運転免許証 3 納税義務者のマイナンバーのわかるもの 4 自動車検査証(車検証)	

■ 5 補装具・日常生活用具

①社会福祉課 内線3207

■ ○ 間表:	只 · 口巾工/// 门穴	Ψt	15年世界 20歳320	' '
制度名	内容	対象者	手続きに必要なもの	問合せ
費支給	身体に障害を得るのでは 別童が身体機能の場合をである。 別童が身体機能を容易にからのののでは ののではでする。 ののではでする。 ののではでする。 ののではでするがでする。 ののではでするがでする。 ののではでするがです。 をできますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができます。 では、できますができますができます。 では、できますができますができます。 では、できますができますができます。 では、できますができますができますが、できまが、できますが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できま	○身体障害者手帳を お持ちの方又は難 病の方 ※ただし、補装具の種 類により対象者が 類により対象者が 数ります。 ※本人及び配偶合は 民基本台帳との で は対象外です。 は対象外です。	1 身体障害者手帳 は特定疾患 とは者書 と見積にのでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	1
小児慢性特定 疾病児童日常 生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための特殊寝台、入浴補助用具などを給付します。 <負担額> 本人及び世帯の所得状況により全部又は一部の費用負担が必要です。	〇小児慢性特定疾病 医療受給者証の交 付を受けている方 ※ただし、用具の種 類により対象者が 異なります。	1 小児慢性特定疾病 医療受給者証 2 見積書 (指定事業者) 3世帯全員の課税又 は非課税証明書(転 入の方)	
障害者日常生 活用具給付	P15「地域生活支援事業」の「	日常生活用具給付等」	を参照してください。	





■6 在宅介護支援

②高齢福祉課 内線3135

制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	はの温
緊急通報シス テム	ひとり暮らしで身体障害を有す る方に対して、緊急通報システ ム装置を貸与します。	近隣に親族のいない 方で次に該当し、身 体上の疾患等により 日常生活を営む上で 困難を要する方 〇身体障害1~3級 でひとり暮らしの 方	身体障害者手帳	
出張理 <u>髪</u> 料金 助成	身体的な機能低下等により、外 出が困難な在宅の要介護者等が 理容又は美容事業者から出張理 髪又はヘアカットを受ける場合 に、その料金の一部を助成しま す。 <支給額> 1回の申請につき出張理髪料 金助成利用券4枚を発行 1枚当たり 3,000円を補助 ※10月以降の申請は、2枚発 行となります。	ずれかに該当する方	身体障害者手帳	2

②高齢福祉課 内線3142

制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
高齢者等見守りサポート	障害のある方が行方不明になった場合に、居場所を発見するシステムを活用し、早期に発見し安全を確保します。持ち物などに発信機を付け、家族がリアルタイムに居場所を検索できます。 <利用料> 月額 500円	○障害者総合支援法 に規定する障害者で、所在が 不明となるおそれが ある方を在宅で介 しての他、市長が特 に必要と認める方		

②高齢福祉課 内線3135

制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
寝具乾燥サービス	日常生活上の良好な衛生状態を保つため、寝具の消毒乾燥を行います。 <サービス内容> 寝具の消毒乾燥 <利用者負担額> 寝具乾燥 月額 350円	○身体障害者手帳を お持ちの方で、心 身の障害などによ り寝具等の衛生管 理が困難な方	身体障害者手帳	2

①社会福祉課 内線3107 ②高齢福祉課 内線3142

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
配食サービス	買い物や調理が困難な身体障害を有する方などを対象に昼食又は夕食を配食します。 <サービス内容> 1食当たり200円分を補助します。 <利用者負担> 配食業者により金額が異なります。	○障害者総合支援法 に規定する障害を 有する者で調理や 買い物が困難な方 (昼間独居は除く) ※65歳以上の方 は、高齢福祉課に ご相談ください。	身体障害者手帳、療育 手帳又は精神障害者 保健福祉手帳等 ※申請後、市の職員が 訪問し、対象者の状 況に応じて、利用 日・利用回数を決定 します。	1 2

■7 交通

①社会福祉課 内線3212

制度名	内 容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
障害者 利用 り が 治 付 補 助	障害を有するため、付付している。 マクリー・ をまない は が の の の の の の の の の の の の の の の の の の	○身体障害 1 ~ 3級 ○知的障害 1 · 2級 ※上記の手帳をおっての方であり、市の方であり、市得割額が 16万 円未満の方	1 身体 育手帳 神障害者 保証 神障害者 (転列の) は では できる	1

⑥まちづくり推進課 内線2241

制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
きたバスの 利用	障害者手帳をお持ちの方とその付き添いの方1名に対して、きたバスが無料で乗車できます。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福 祉手帳 ※上記の手帳をお持 ちの方	きたバスに乗車の際、 障害者手帳または登録 済みの手帳アプリを掲 示してください。	(O)

■8 社会生活

⑦図書館 TEL 25-3600 FAX 25-3602⑧スポーツ課 総合体育館 内線5300

	<u> </u>	511 1070 1010t		
制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
図書郵送貸出	心身の障害を有する来館が 困難な方に、図書館の本を無料で郵送貸出します。 ※図書利用券の登録が必要 です。	○身体障害1~3級○知的障害 A 號○精神障害 1級※上記の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育 手帳又は精神障害者 保健福祉手帳	7
クローバーの 日	障害を有する方のスポーツ 充実のため、毎月第3土曜日 をクローバーの日とし、総合 体育館アリーナ(南半面)お よび多目的ホールを、障害を 有する方(障害者手帳をお持 ちの方)に無料開放します。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福 祉手帳 ※上記の手帳をお持 ちの方	総合体育館利用の際、 障害者手帳または登録 済みの手帳アプリを掲 示してください。	8

■9 成年後見制度

①社会福祉課 内線3209 ②高齢福祉課 内線3142

		<u> </u>		
制度名	内容	対 象 者	手続きに必要なもの	問合せ
成年後見制度 利用支援	認知症高齢者や知的障害を 有する者など判断能力が十 分でない方々が成年後見制 度の利用をする場合に、中立 利用を支援するために、申立 で費用や後見人などの業務 に対する報酬の全部又は一部を助成します。 <助成額> 審判請求を行うときの費用 及び成年後見人などの報酬 の全部又は一部の会事 が必要と認める額	介しば、 所はは では では では では では では では では では	申請書に必要な添付書類	1 2
		①社会福祉課 ※介護保険サービス 受給者は、 ②高齢福祉課(包括 ケア室)が担当窓口 です。		
権利擁護センター	認知症高齢者や知的障害、 精神障害を有する方など判 断能力が十分でない方々の 権利を守るため、福祉・法 律・医療などの関係者が連携 し、成年後見制度を中心とし た専門的な相談支援を行っ ています。	本市の住民基本台帳 に記録されている方、 本市に居所を有する 者又は介護保険法(平 成9年法律第123 号)等の法令により本 市の擁護を受けてい る方	特にありません	2

制度名

内 容

福祉サービス

福祉サービスには、生活又は療養の必要な介護「 介護給付 」と就労につながる 支援「 訓練等給付 」などがあります。

<負担額>

費用の1割が自己負担となります。

※ 世帯の所得に応じて負担の上限額があります。

障害福祉サービスとは、障害を有する方や難病の方がサービスを選択し、事業者と契約して、サービスを利用する制度です。

●障害者総合支援法

種類	サービスの名称	内 容
	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の障害を有する方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や 外出時の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動 に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。
	行動援護	知的や精神の障害により、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に外出時の移動中の介護などを行います。
	療養介護	医療及び常に介護が必要な方に、医療機関で機能制練や療養上の 管理、看護、介護などを行います。
介護給付	生活介護	常に介護が必要な方に、施設等で入浴・排泄・食事の介護や創作 的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間施設へ入所し、 介護などを行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高い と認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的 に行います。
	施設入所支援	施設入所者に、主として夜間において、入浴・排泄・食事などの 介護を行います。
	相談支援	障害を有する方からの自立した生活を支え、その方の抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害者支援利用計画書案等の作成、継続サービス利用支援(モニタリング)を行います。

制度名			内容	
福祉サービス		自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能 や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
		就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間における生産活動やその他の活動 の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	訓練等	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	
	給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用して雇用された方の就労継続を図るため 関係機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる各般の 問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	
		自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上で、定期的な巡回又は随 時通報による訪問・相談など、日常生活を営むための環境整備に 必要な援助を行います。	
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に入浴・排泄・食事などの介護や、住居 における相談など日常生活上の援助を行います。	
	地域間談	地域移行支援	入院又は入所している障害者他、地域における生活に移行するため に重点的な支援を必要とする方に住居の確保、地域における生活に 移行するための活動に関する相談など必要な支援を行います。	
	支援給付	地域定着支援	単身で生活する障害者につき、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他支援を行います。	
	●児童福祉法			
	サー	-ビスの名称	内 容	
	児	童発達支援	未就学児に生活習慣を身につける支援を行います。	
	医療型	児童発達支援	児童発達支援とともに治療を行います。	
	居宅訪問	型児童発達支援	居宅を訪問し児童発達支援を行います。	
	放課後	等デイサービス	学校通学中の障害を有する児童に対し、放課後や夏休み等の学 校の休業日に生活能力の向上のための訓練等を行います。	
	保育所等訪問支援障害児相談支援		保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童と の集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
			障害を有する児童の自立した生活を支え、その方の抱える課題 の解決や適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによ りきめ細かく支援するため、障害児支援利用計画等の作成、継 続障害児支援利用援助(モニタリング)を行います。	

制 度 名 内 容 障害者総合支援法 地域生活支援事業 地域生活支援 事業 障害者総合支援法に定められた相談支援や意思疎通支援などの「地域生活支援事 業」の内容は、次のとおりです。 ※1 利用料は、無料です。ただし、食費等は実費となります。 2 地域生活支援事業は、市と契約した事業所のみ利用ができます。 3 利用の仕方(手話通訳者設置、手話通訳者・要約筆記者等派遣、日常生活用具給 付等、職親委託制度、自動車改造助成を除く。) サービス及び地域支援事業利用の仕方 相談•申請 聞き取り調査 医師意見書 審查•判定 (審査会) 指定特定相談支援事業者 (サービス等利用計画案・ケアプラン作成依頼・受領) ※ 就労系サービスを利用される方は、障害を 有する方が自分でプランを作ることも可能 サービス等利用計画案・ケアプラン提出 認定決定通知・支給量決定通知・受給者証の発行 サービス等利用計画の提出・契約(事業所・施設) サービスの利用

制度名	内 容		
地域生活支援 事業	事業	内 容	対 象 者
	相談支援	障害を有する方などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言、ケアプランの作成などを行います。 委託先 ・(福)北名古屋市社会福祉協議会障害者総合相談支援センターきたなごや Tel 26-2700 Fax 25-1911メールアドレス soudan@kitanagoya-shakyo.jp ・(株)総合福祉サービス J・You じゃがいも畑生活支援センター Tel 54-1771 Fax 54-1770メールアドレス office@jagaimo.jp ・(株)福祉の里 北名古屋西ケアプランセンター Tel 24-8671 Fax 24-8670メールアドレス nishi-cm@fukushinosato.co.jp ・(福)西春日井福祉会障害者相談支援センター杜の風 Tel 23-1550 Fax 48-0226メールアドレス morinokaze@nishikasugai-fukushikai.or.jp ・NPO 法人太陽 (精神)ケアサポートセンター七彩 Tel 25-0631 Fax 25-0631メールアドレス nanairo7716koubou@yahoo.co.jp ・(株)マスタピース 相談支援センターダイチのこ Tel 54-9270 Fax 54-9271メールアドレス info@daichinoko.jp ・(株)START わくわくの森 Tel 080-4330-7537 Fax なし wakuwakunomori25@gmail.com	身障難族
	移動支援	屋外での移動が困難な障害を有する方に、外出 のための支援をします。	身体、知的、精神に 障害を有する方又は 難病の方
	地域活動支援センター	障害を有する方に、創作・生産活動の機会を提供します。	VF4.1-2.17
	日中一時支援	障害を有する方の日中活動の場を確保するとと もに、介護している家族の休憩及び就労支援な ど一時的な支援を行います	
	生活サポート	介護給付支給決定者以外で、日常生活や家事に 支援が必要な方に対し、ヘルパーを派遣します。	

制度名		内容	
	訪問入浴	自宅で入浴が困難な重度の障害を有す し、移動入浴車を派遣します。	身体障害1~2級 (下肢障害・体幹機 能障害)の方で、医 師が入浴を認めた方
地域生活支援		支援法に伴う同種の事業が優先となりま う援護と移動支援、居宅介護と生活サポ	
事業	事 業	内容及び対象者	対 象 者
	手話通訳者 設置	北名古屋市役所東庁舎2階の社会福祉課に手話通訳者を設置し、障害を有する方とその他の方の意思疎通の仲介を行います。	聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方、聴覚、音声機能、言語機能に障害のある方とコミュニケーションが必要な方
	手話通訳者・ 要約筆記者等 派遣	聴覚・音声機能・言語機能の障害を有する方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・派遣申込 派遣日の 10 日前までに メールアドレス commu@city.kitanagoya.lg.jp Fax 24-0003	(2次元コード:メールアドレス)
	日常生活用具給付等	身体・知的・精神に障害を有する方や 難病の方に、自立生活支援用具などの 日常生活用具を給付します。 <用具の種類> 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ ストーマ用装具・紙おむつなど ※日常生活用具の種類により、対象者 が異なります。 ※用具ごとに、基準額及び耐用年数が あります。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病の方
	職親委託制度	生活指導及び技能習得訓練等により、 知的に障害を有する方の雇用促進と 職場定着を高めるため、事業経営者等 を職親として登録し、一定期間職親に 預け、生活指導及び技能習得訓練等を 行います。	知的障害を有する方

制度名		内容	
地域生活支援			
事業	事業	内容及び対象者	手続きに必要なもの
	自動車改造助成	重度の身体障害を有する方が就労等のために改造するる方の身体障害を有する方が就労等の有する方の身体障害を有する方の外出を容易にする一部を助成します。 ***	 改造前の 直前です。 直前が要り、 一方は購入す。 一方は購入する 一方は関する 一方は関する 一方は関する 一方にますが 一方にますが 一方にますが 一方にますが 一方にはすが 一方にはする 一方にはずい 一方にはずい

■12 その他の事業

_	/기╚VJ争未 		, ,
制度名	内容	対 象 者	問合せ先
西春駅地下駐 輪場の利用	障害者手帳をお持ちの方に対して地下駐輪場の使用料金を免除します。 〈免除方法〉 定期利用券を交付します。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉 手帳 ※上記の手帳をお持ちの方	西春駅西自転車駐車場 TEL 24-3196 西春駅東口地下自転車駐車場 TEL 25-0041
NET 1 1 9 緊急通報シス テム	耳や言葉の不自由な方に対して携帯電話・スマートフォンを使い119番通報ができます。 ※事前申請が必要	○耳や言葉の不自由 な方	西春日井広域事務組合 消防本部・東消防署 メール seishunkouiki-119-3 @proof.ne.jp
ファックス 119番	耳や言葉の不自由な方に対してファックスによる119番を受け付けます。 ※事前申請が必要	○耳や言葉の不自由 な方	FAX 23-7979 TEL 22-4954
点訳・音訳ボ ランティア	視覚に障害を有する方に対 し、ボランティアグループが 点訳や音訳を行います。	○視覚に障害を有す る方	社会福祉協議会 TEL 25-8500 FAX 25-1911 ボランティアグループ 西春点訳クラブ(点訳) キツツキの会(点訳) かたらんと(音訳) はと(音訳)
シンコースポーツアクアプラザ(北名古屋衛生組合温水プール)の利用	障害者手帳をお持ちの方に 対して温水プールの利用料 を免除します。 <免除方法> 障害者手帳の提示により免除 します。	○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉 手帳 ※上記の手帳をお持ちの方	シンコースポーツアクア プラザ TEL 050-8882-6416

	【ホームページのご案内】		
北名古屋市 ホームページ	https://www.city.kitanagoya.lg.jp/		
愛知県ホーム ページ	https://www.pref.aichi.jp/		
福祉ガイド ブック(県)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000077181.html		
厚生労働省 ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/		
(福)北名古屋 市社会福祉協 議会 障害者総 合相談支援セ ンターきたな ごや	https://kitanagoya-shakyo.jp/		
西春日井広域 事務組合 消防本部・消防 署	http://www.nishikasugai-syobo.jp/		

障害者マークの紹介

障害者マークをご存じですか

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

マーク	名称	マークには、主に次のようなものかあります。 マークの意味
E	障害者のための 国際シンボルマ ーク	障害を有する方が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。建物の規定などマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 このマークは、全ての障害者を対象としています。
	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている障害を有する方が、運転する場合に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、この障害者マークを表示した車に対して、割り込みや幅寄せをすると、処罰されます。
	聴覚障害者標識	周囲の運転者に対する注意喚起のため、聴覚に障害を 有する方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、この聴覚障害者マークを表 示した車に対して、割り込みや幅寄せをすると、処罰さ れます。
	盲人のための国 際シンボルマー ク	視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自 由に使用してよいとされています。
	耳マーク (国内マーク)	聴覚に障害を有する方であることを表す国内で使用されているマークです。 このマークは「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで作成されたものです。この矢印には、聞こえない・聞こえにくい全ての人々にとって聞こえの向上、保障を求めていく積極的な生き方の象徴です。 受付窓口などでは、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。

Welcome! /・・\ ほじょ犬	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のこと を言います。 公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパ ー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者 補助犬が同伴できるようになりました。
+	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 市内設置施設:北名古屋市役所 西・東庁舎・分館福祉施設:総合福祉センターもえの丘、児童発達支援事業所ひまわり園等総合体育館、北名古屋市健康ドーム、名古屋芸術大学アートスクエア、北名古屋市東図書館
	ハート・プラスマ ーク	身体内部に障害を持つ人」を表しています。 身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、 免疫機能) の障害をお持ちの方は外見から分りにくい ため、様々な誤解を受けることがあります。 このマークを着用されているかたを見かけた場合は、 内部障害について理解し、配慮する必要があります。 ※このマークは、内部障害の方が自発的に使用するもの です。法的拘束力はありません。
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	障害者雇用支援マーク	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在 宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、 団体に対して付与する認証マークです。
SOS	「白杖SOSシ グナル」普及啓発 シンボルマーク	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

+	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成し、平成29年7月JIS(案内用図記号)に追加され、全国共通のマークになりました。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。
	手話マーク	「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」というマークです。「手話で対応できる」ことが一目でわかると、安心して公共施設等を利用することができるため、全日本ろうあ連盟が誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかる「手話マーク」を策定しました。
	筆談マーク	「筆談で対応します」というマークです。全日本ろうあ連盟が役所、公共及び民間施設・公共交通機関の窓口などにて一目でコミュニケーション手段をわかるように「筆談マーク」を策定しました。

※音声コード Uni-Voice は、現在作成中です。

ご不明な点は、お問い合わせください。

北名古屋市役所・社会福祉課(障害担当)

TEL 22-1111

(内線3207・3208・3209・3210・3211・3212)

FAX 23-3150 Email: shakai@city.kitanagoya.lg.jp

